

年ませに掾を給はる、ある時は介を申、

封二千二百五十戸 職田四十町

左右大臣

目一人 一分二人

掾を申ことはじめのごとし

封戸千五百戸 職田三十町

納言

目一人 一分一人

四年に一度掾を給はる、又二分として諸國の助允などを申給て子となす、

封大納言六百戸 職田二十町
中納言三百戸

參議

目一人 五節まいらせたる時、掾をたまはる、

封六十戸

内侍

一分一人

内給

〔除目抄〕内給以下外國年給事

内給

掾二人 目三人 一分廿人

掾ヲバ稱三分、目ヲバ稱二分、一分ト云者、史生郡司等類也、近代不被任之、一分ヲ別シ、天一分召

ト天任之、